

内閣参質二一八第四号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員神谷宗幣君提出共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出共產主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問
に対する答弁書

一について

お尋ねの「共產主義思想の基本的特徴として指摘される暴力革命、一党独裁、財産否定、宗教・家族制度の否定等」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の「非公然黨員や特定思想に共鳴する人物が法曹界・官僚機構・地方行政において一定の影響を与えている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「関連団体が過去に法曹界・教育界・労働組合などに対して組織的に浸透を図った」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、日本共産党については、日本国内において破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるこ

となどを踏まえ、同党を同法に基づく調査対象団体としていところ、お尋ねについて明らかにすることは、公安調査庁における今後の業務に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

四について

御指摘の「文化的マルクス主義」と呼ばれる思想潮流が、大学・メディア・法曹界・教育制度等に影響を与えている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「文化的マルクス主義的価値観（ジェンダー絶対主義、反家族主義、歴史否定、国籍・主権の相対化など）が、行政・教育・法曹界などを通じて制度に影響を与えている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「イデオロギーの浸透や価値観の支配を通じて国内の地方行政・市民団体・政党に影響を及ぼしている可能性」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

御指摘の「共産主義思想やその文化的変種（文化的マルクス主義）による国家秩序の内側からの転覆」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。